

# 両替商と藩債処分

— 森本家近江屋猶之助の場合 —

須賀博樹

## はじめに

明治政府は旧藩の抵抗なく廃藩置県を行ったが、それを可能にした要因の一つに大抵の旧藩では債務を抱えており、政府がそれを肩代わりしたことによる。廃藩置県に続行われた藩債処分では、旧藩の債権者である大阪を中心とする豪商たちは突然弱者へ叩き落とされ、没落した商人が多かったのも事実である。他方で、両替商から銀行へと転身していった者も数多くいた。

明治二八年（一八九五）刊行の『半生物語』で、著者の住友家総理広瀬宰平は、「他の旧家商諸家の多数と等しく、住友家も亦或は破産絶家となりしやも知るべからず」と述べ、住友家も間違えれば明治維

新で破産絶家に陥ったかもしれないと述べている。そして、大阪旧豪家の盛衰について、「維新後旧家の破産絶家となりし分」に炭屋安兵衛も含む二四家を、逆に「旧家にして今尚ほ歴然たる分」に住友家を含む九家を書上げている。その中間の「旧家にして維新前の如き勢力なき分」二家に炭屋彦五郎と近江屋半左衛門を書上げているが、近江屋半左衛門妻は炭屋彦五郎家より嫁いでおり親戚である。<sup>①</sup>この近江屋半左衛門は近江屋猶之助の父に当たり、同年あたりの森本家近江屋の状況も示していると見て差し支えないだろう。

①三井組・住友家・鴻池家以外で明治期へ生き残った両替商の例では、白山家炭屋善五郎<sup>②</sup>、明治期に尼崎紡績に出資する逸身銀行を設立

した逸身家錢屋佐兵衛・佐一郎<sup>(3)</sup>がある。②明治期に後に本家に吸収され資産家として残ったケースとして、中原家鴻池屋庄兵衛<sup>(4)</sup>があり、更に鴻池新十郎<sup>(5)</sup>もこれに該当しよう。

両替商の動向に関する研究では最終的には経営破綻に至るが、それまでの過程を分析すると、次の③④に分類できる両替商がある。

③幕末維新の過程で、商社設立や政府等関連機関の御用を受けて家業を振るわせようとしたが、後に経営破綻したケース。御為替十人組にも属した小野善助家<sup>(6)</sup>（いわゆる小野組）、及び島田八郎左衛門家<sup>(7)</sup>がある。他に長田家加嶋屋作兵衛の例で、千田稔は債権凍結期間中に陸軍省為替方を勤めたが官金を流用、府県為替方への進出、蓬萊社設立による新蓄積基盤への移行企画の実態を考察した。そして、大阪巨商が流用しうる官金の有無と程度・藩債に占める他借金の程度・私債の程度に、官金上納令と藩債処分（棄債・新旧公債減価）がいかなる影響を与えるかにより衰退・没落・存続に分岐すると指摘した。<sup>(8)</sup>

④幕末維新の過程で、初めから経営や改革に行き詰まり家業再建の試みもほとんどできなかったケース。これには鴻池屋栄三郎家の例があり、明治四年以前に支配人岡田岩助を中心に大阪総産会社という商社設立に向け動き始め、資金には藩債処分での下渡金を見込んでいたが、新旧公債の交付高は減額させられた事情で会社設立にかけた経営転換の夢も大きく変更を迫られている。<sup>(9)</sup> 他にも山片家升屋平右衛門や大眉家天王寺屋五兵衛がある。<sup>(10)</sup> これまでの研究では、経営破綻した両替商の研究は少なく、更に家の衰退・絶家に伴い史料上の制約も大き

いため、三井文庫所蔵史料や鴻池家文書という他家の文書からも補いながらの考察を要する。

明治以降の両替商の生き残りに関し、大きな要因になったものが明治政府による藩債処分であると考える。明治初期の政府は主に金札・公債による貨幣・財政政策を展開しており、藤村通は新旧公債の発行（藩債処分）が政府の借金財政下では長期償還にならざるをえないことを実証しており<sup>(11)</sup>、千田稔は政府による古債・中債・新債の概念形成、旧公債の無利息・新公債の利息四％の根拠の分析を行った。また商人資本による政府の藩債取捨政策への不安・不満の提訴も考察した。<sup>(12)</sup> 若林喜三郎は大阪北浜の史料から債権者の動向、棄債・債務交代を分析して両替商等の商人資本が犠牲にされたことを明らかにした。<sup>(13)</sup>

これまでの研究では、幕末維新の政治混乱に続く金融制度の破壊、銀目廃止と銀目手形の取り付け騒ぎ、藩債処分という一連の動きが両替商が没落する過程であると認識されてきている。この過程が正しいと言えるが、少なくとも大名貸を行っていた両替商等には藩債処分の結果として、政府から長期年賦化されるとはいえ旧公債・新公債が交付された者も多かった筈で、その資産をどのように処分ないし運用したかはこれまで余り議論の対象にはなっていないかった。

本稿は森本家近江屋猶之助に限定された分析ではあるが、①森本家近江屋の大名貸債権から旧公債の成立過程を考察する、②政府の政策展開と経済状況の中で、森本家近江屋が家業再建のため旧公債の償還計画に似た金札拝借金返済計画を立て政府に要求していく点を明らか

にする、③森本家近江屋が家業再建のための金札拝借金返済計画と要求が却下された後、金札拝借金・他家からの借入金返済は旧公債を優先的に用いたが、そこから旧公債の価値的側面を分析していきたい。

### 一 維新の衝撃と森本家近江屋

#### 1 分家の閉店と分家借財の引き受け

三井組大阪支配人から京・江戸支配人への慶応四年（一八六八、九月八日より明治元年）正月二八日書状には、大坂両替商の混乱が報告されている。そこには昨今、俄に休店した両替商一〇店が挙げられ、近江屋猶之助の親類に炭屋安兵衛と炭屋彦五郎（共に白山家）の名前がある。両替商一〇店の他に「小両替追々致休店、切々騒々敷次第罷在候」と報告し、「猶以休店」している一九店も列挙されている。この一九店には、近江屋猶之助の分家近江屋半次郎（森本家）と、日勤別家手代近江屋専助（通称）も含まれている。

近江屋半次郎店は、同年二月九日に旧幕府の兵庫商社御役所宛金五〇〇両、同店印の手形の不渡りで、摂津西成郡の猿村藤次郎より訴えられた。半次郎店では同年三月七日に裁判所へ「乍恐奉願上候」を出した。半次郎店は、本家猶之助店が手形の受け取りを承知した上で、その手形の由来を尋ねている。そこでは「昨年来商社御用金度々被仰付、追々金高相高手元難渋仕、御用茂難相勤候二付、御断歎願奉申上候処、幕府分仰二者、左候八、市中商社御用聞与唱候者へ入用金申付

有之間、右取集候迄繰替出金仕候様被仰付」と述べている。近江屋猶之助は旧幕府の兵庫開港・大坂開市に関する商社御用金を断つてきたが、幕府はそれならば市中の商社御用聞と唱える者へ入用金を申し付け、これを取り集めるまで立替金に当たる繰替金を出すよう仰せ付けた。そして「御返金之義者半次郎分相納候手形金五百両直様猶之助へ御渡二可相成替二御座候」と述べ、返金は半次郎より納めた手形金五〇〇両をすぐ近江屋猶之助へ渡すようになっていた。<sup>15</sup> 他にも慶応三年一二月四日に森本猶之助は山中善右衛門から「商社方御出金」八九〇両を受け取っていることが確認できる。<sup>16</sup>

商社御用金受け取り後に、旧幕府と商社御用金を出した猿村藤次郎に挟まれた形の近江屋だが、半次郎は同年四月二七日に「乍恐口上」を裁判所へ出し複雑な立場を吐露した。手形金五〇〇両は「半次郎へ急度済方被 仰付候廉二も不相当候、併藤次郎二も皆済損失申付二も不相当、双方共幕府故之難渋迷惑」と述べ、半次郎が弁済するも不相当、猿村藤次郎に損失を押し付けるも不相当で双方共に旧幕府により難渋迷惑させられている。裁判所では相互に諦め下方で示談するようにとの理解を仰せ付けたが猿村は承知しなかった。半次郎店は「最早何方今も御返済之目当無之、全以二重出し二済方仕候儀何共難渋仕候、（中略）私分金百五拾両損失二仕候段奉申上候」と述べており、返済の目当てもない中で五〇〇両を二重出しは難渋するが、妥協案で一五〇両は損失する覚悟でいた。<sup>17</sup>

近江屋猶之助が同年四月に本両替行司御衆中に出した「乍憚口上」

によれば、分家半次郎店の経営状態は、借財が多く存在し返済も行き届かず居宅・掛屋敷・諸道具を売り払つての返済になると心配していた。そこで「大借之儀二付行届不申、本家猶之助へ借財引請、返済方追々相片付候へ共、何分猶之助同様差支居候義二付、是又掛屋敷・諸道具売払相片付居候へ共、大借之儀二付未、行届かたく心痛」とあり、半次郎店の大借は本家猶之助店が引き受け、返済も追々片付けてはいるが猶之助店も同様に返済が行き届いていない状態ではなかった。

そのため猶之助店は遠からず内に半次郎店の得意先を引き受けて開店する予定だが、半次郎店の開店は難しいと判断している<sup>(18)</sup>。その後、猿村藤次郎は明治元年二月一七日に大阪府御裁判所へ「乍恐御下ヶ御断」を出し、手形不渡り分五〇〇両は運上<sup>(19)</sup>所より下げ渡される事で訴えを取り下げた<sup>(20)</sup>。

屋号は異なるが近江屋半次郎・専助と同様に経営に差し支えた子両替もある。慶応四年閏四月に三浦屋増之助から谷口惣助へ出された「乍恐歎願奉申上候<sup>(21)</sup>」には近江屋猶之助の子両替の困窮が述べられている。三浦屋増之助は「私家号者相違仕候得共、本家近江屋猶之助方へ当時厄介相成居候」とあり、屋号は違つても猶之助店と親子両替の関係にあった。更に「私出銀者本家猶之助借用銀二御座候」と述べ、増之助店の出銀は本家猶之助店からの借用銀という関係にあった。しかし増之助店も「当春当地大変差発り市中不人氣二付、両替屋共入込銀一時二取立及び、薄手元之者共夫々差支」とあり、幕府崩壊後の混乱で一挙に両替商は正金銀を取り立てられ、薄手の両替屋が経営困難

になるあおりで「猶之助分家半次郎同様差支」えた。

猶之助店は親子両替の関係の中で、分家の経営悪化により本家が分家の借財を引き受けたが、これが本家の経営を圧迫した。しかし、史料上の制約により分家から本家へと引き渡された借財高は不明である。また、猶之助店では「漸々大借五年・十年済相願、去十三日開店<sup>(22)</sup>」とあり、借財の返済期限を五年や一〇年と延ばし、同年閏四月三日には開店した。

## 2 銀目廃止とその影響

幕府崩壊後の混乱で両替商たちは衝撃を受けたが、更なる衝撃が銀目廃止だった。

慶応四年（一八六八）五月九日に丁銀・小玉銀<sup>(23)</sup>の通用停止が出された。翌一〇日は金相場が立たず、両替商一同は九日夜より一〇日にかけて種々評議を行った。史料では続けて「銀手形是迄取引之仕舞相付不申、人氣大惑乱、諸商人も皆々今日評儀有之、いつれも休業之由、相庭立会不申故正金買入出来不申、店表連も大急二差支当惑罷在候事」と述べ、銀手形での取引の仕舞がつかず大混乱になり、諸商人も評議のため休業、相場がないため正金の買入れもできず、店表では金繰りが困難になった<sup>(24)</sup>。

本両替屋仲間惣代十人両替屋は、銀目と金相場廃止による市中の混乱を終息させることが急務となった。そこで、大坂府御裁判所に対し七箇条にわたる「乍恐書付を以奉願上候」を同年五月二〇日に出し

た。特に、金相場と銀目廃止の部分は次のように述べている。

一 此度銀名御廃候御趣意二付而者金相庭立会不相成候振合二置、至極之大変出来候故、即刻市中両替屋仲間之者寄合寝食を忘れ種々心配談合仕候処、何分二も相庭立会御免之段不相願候而者難立行、旧来御屋鋪様方御米代・御産物代・諸国積寄せ荷物仕切を始め諸商人取引都而融通手形銀を以仕来候事故、何分相庭立会不仕候て八下民今日之渡世之道を失ひ甚た難洪仕候、(中略)大融通を以仕来候義二付、正金之出処無之不得止事、此度御発行二相成候御金札御貸下ケ被 仰付度候様奉願上候処、御聞届二相成難有仕合奉存候<sup>24)</sup>

史料では、①銀目廃止に伴い金相場が立たなくなり、相場立会い願いも叶わなかった、②大名家蔵屋敷方の米代や産物代、諸国からの積み登りの荷物仕切りを始め、諸商人は取引を融通手形で行っているため金相場を廃止しては、下民は渡世の手段を失う、③大阪では大融通を行ってきたため正金の出処がない。そのため明治政府が発行した金札の貸し下げを願い出たが、それは聞き届けられた。

他方で、銀目廃止の影響も受けた近江屋猶之助も、その状況を明治元年一月に十人両替御衆中へ出した「乍恐歎願奉申上候」で「去ル正月両替屋市中不人氣二付、預り金銀過急二取立相成候節、私分家半次郎差支及び、分家之義二付大借、私へ引受申候処、私共も同様差支難洪仕候二付、借財先々当年何程残金八年済之掛引程克、対談行届候後、細々渡世仕候処、金相場御廃止御触渡御座候二付而者、預り銀

得意先二是迄融通を以掛引仕候処、銀名御廃止二相成候二付、預り銀相渡候事六ヶ敷難洪仕候<sup>25)</sup>」と報告している。

つまり、慶応四年正月に市中の両替商が不人気となる混乱で金銀を取り立てられ半次郎店が差し支えた。本家猶之助店は分家の借財を引き受けて経営困難に陥ったが、何とか開店していた。金相場廃止に関しては、預かり銀をこれまで得意先に融通していたが、銀目廃止になり預かり銀を渡すことも困難になり難洪している。

近江屋猶之助は、分家から引き受けた借財の返済や預かり銀を渡すため、明治政府より金札を借り受けることになる。

### 3 金札拝借金と他家よりの借入金

慶応四年(一八六八)六月に大眉五兵衛・高木五兵衛・山中善右衛門・殿村平右衛門・中原正兵衛・長田作五郎・今堀長太郎・森本猶之助・白山安兵衛・白山彦五郎は連名で「証文之事」を商法御会所へ提出し、商法元手金として金札五〇万両を拝借した。この時、借り入れ条件は「来ル十一月廿日限り元利無相違返納可仕」とあり、明治元年一月二〇日が金札拝借金の返済期限だった<sup>26)</sup>。森本家近江屋猶之助(以下、森本家と記す)は金札拝借金四万五〇〇〇両を借り受けたが、「去ル六月格別之思召を以、引当御免御金札拝借被 仰付、難有仕合奉存候、然る処当十一月廿日限、月元利皆済可仕候善」とあり、金札拝借金は初め抵当である引当を差し出す必要がなく、返済期日は同年一月二〇日、利息は六(一)月の六ヶ月分月六朱(〇・六%)

で一二六〇両という条件だった。<sup>(27)</sup>

森本家は他家からも借入金があり、慶応四年四月に鴻池屋庄兵衛（以下、中原家と記す）より借り入れている。中原家は今橋二丁目鴻池善右衛門家の向い側に屋敷があり徳川御用方・古金銀吹替での引替御用・融通方や十人両替も勤めた。<sup>(28)</sup> 中原家からの九五〇〇両の「年賦証文之事」<sup>(29)</sup>によれば、借り入れ条件は利率が年四朱半（〇・四五％）、返済期限は明治一〇五年（一八七七）までの一〇年賦と定められた。そして九五〇〇両の借り入れの際、森本家は中原家に対し大名貸証文を引当とした。中原家へ渡された大名貸証文の数と債権額は、土佐藩二八通で残銀一三六三貫九四五・九六匁、相良藩八通で残銀八〇五貫四五〇目、小倉（豊津）藩二通で残銀七五二貫八四〇目、盛岡藩一通で残銀一八〇六貫四一・一匁、全合計三九通、合計銀四七二八貫三七七・〇六匁になる。<sup>(30)</sup> この後、森本家では返済の状況に応じ、大名貸証文の入れ替えを行っている。

中川すがねは、森本家の親類炭屋安兵衛も同様に、中原家から借入金があったことを指摘している。明治四年二月の残高が一万五一三三両で、岡山藩の大名貸証文四通を引当てられていた。しかし、「他の町人に対する債権でも、大名貸証文・同枝証文を引当にしたケースが二例」あると述べている。<sup>(31)</sup>

桃尾徳十郎からは、同五年一〇月七日に「東大組第廿区西組四十八番 家屋敷言ヶ所」の土蔵二カ所付九五・三八坪余の地券を引当に四〇〇両を借り、利息は月金五両極（月利一・二五％）、期限は同六年

二月三〇日と定められた。<sup>(32)</sup>

その他、中田孫平・下村弥兵衛・太田勘兵衛・井上惣右衛門・岸田民助・吉井半三郎家からも借り入れているが、借入金額・残高等については後述する。しかし、森本家は早くも、金札拝借金や他家からの借入金の返済で困難な状況に陥った。

## 二 森本家の債務・債権

### 1 金札拝借金の返済見直し

森本家は得意先からの預銀分の出金要求は拝借した金札で対応したが、他方で金札拝借金の返済は進まなかった。

十人両替から金札拝借金の返済催促が来たため、森本家では途方に暮れ「最早限月二間合も無之心配而已」<sup>(33)</sup>によって、明治元年（一八六八）一月に十人両替御衆中への「乍恐歎願奉申上候」を出した。その中で「其後御金札を以入金御座候ハ、渡世融通出来候二付、拝借御金札限月二八急度返済可仕候心組二御坐候処、其後得意先より入金無之、少し之入込金も追々被取出、休店同様二て行末如何奉存候、乍去御金札拝借被仰付無御座候ハ、其節二八家名二相拘候与心痛二御座候」<sup>(34)</sup>とある。史料では①その後、店へ金札での預金があり、通常の両替商業務ができるようになれば、金札拝借金は期限通りに返済できると考えていた、②得意先からの預金もなく、少しの入込金も引き出されて休店同様に陥った、③金札拝借金がなければ、維新後の混乱・銀

目廃止を乗り越えることはできず家名に係わる状態だった、と述べている。

森本家が金札拝借金の返済手段としてあてにしたものは、藩からの返済金だった。「金貸附分八諸家様数口御座候二付、先達而より種々歎願仕居候得共、御時勢柄今々御下金の御沙汰無御座、猶又歎願仕候義二付、此分御下金御座候八、右を以御返済可仕与奉存候」とあり、大名貸の貸付金が数口あり、返済の歎願をしても返済の沙汰はなく、猶又歎願して返済されたのならば、これを金札拝借金の返済に充てると述べている。

困った森本家では、金札拝借金の元金四万五〇〇〇両の全額返済は困難なため、まず慶応四年六～一月の月六朱(〇・六%)で六ヶ月分の利息一六二〇両を納めた。代わりに、願い出たのは「又々六ヶ月拝借之義奉願上候、猶親類打寄心配仕候而、乍聊居宅・掛屋敷、親類別家とも居宅・掛屋敷別帛書付之通引当として奉書上」と述べ、①金札拝借金の返済期限を六ヶ月延長し明治二年四月までにしてもらい、②親類と相談の上で居宅・掛屋敷を引当に差し出すことにした。この決定は、明治元年一月九日に、金札拝借金返済に困る白山彦五郎・白山安兵衛・森本猶之助の三家が連名で商法御会所へ「乍恐奉歎願申上候」を出す形で願い出て、商法御会所よりも認められた。しかし、この三家は大名貸債権を回収し、十分な返済に充てられずにいたため、同二年に入り次のように行動していた。

先達而各々様へ度々歎願仕候へとも御取上無之、不得止御裁判所

へ去三月廿七日歎願書を以奉申上候、尚又四月廿二日銘々共別紙相添へ又々歎願、其後諸侯様貸附証文等奉差上候様被仰付、則五月十日奉差上候

月十日奉差上候様被仰付、則五月十日奉差上候  
各大名家へ返済の歎願を行ったが取り上げはなく、やむなく大阪府裁判所へ三月二十七日と四月二日に歎願を行った。その後、裁判所より五月一日に大名家の貸付証文等の差し上げを命じられ、その通りに差し上げたと述べている。

森本家では金札拝借金四万五〇〇〇両について、明治元年二月に二〇〇〇両、同二年四月に一一〇〇両の元金返済を行い残高四万一九〇〇両になった。他に、同元年六月～同二年四月の月六朱(〇・六%)の利息分一九一六兩一分二朱と錢二二五文を納めた。

森本家は、同二年七月に金札拝借金の返済年賦・方法を見直し、「奉拝借証文之事」を大阪府御裁判所へ提出した。まず、同二年中は残高四万一九〇〇両から、七月一日に一五〇〇両を、七月三十日に五〇〇両を、閉店した「本町式丁自分家半次郎家屋敷帳切」が近日中に済み次第一五〇〇両を、一二月に三三〇〇両を返済して、残高三万五一一〇〇両にする見込みである。次に同三～九年の返済計画は次のようになる。同三～六年の四ヶ年は毎年一二月に三九〇〇両ずつ返済(計一万五六〇〇両)、同七～九年の三ヶ年も毎年一二月に六五〇〇両ずつ返済(計一万九五〇〇両)して完済する計画である。同時に、利率については月「六朱二御定」のままになった。表1には、元金・利息・実際の返済状況について示した。

もし返済が滞った場合は五月一〇日に引当に差し出した「別紙奉書上候明細帳之通、私居宅・掛屋敷并二諸侯様へ貸付御証文」を取り上げられても違背ないとしており、それでも不足の場合は衣類・諸道具をも売り払って不備のないようにしたいと述べている。大阪府裁判所へ引当に出したものは「北久太郎町三丁目居宅」と「同所掛屋敷」<sup>(4)</sup>「南本町三丁目掛屋敷」<sup>(5)</sup>「呉服町掛屋敷」、そして「諸家様御証文之分」<sup>(6)</sup>では秋月藩九通で銀九一貫三一四・六五匁、佐土原藩四通で銀七一貫六六二・五匁、盛岡藩四通で銀六五七貫八八一・六三匁と金八五〇匁、名古屋藩寺部陣屋渡辺家一通で金二三〇〇匁、松前(館)藩一通で金二六八二匁、小倉藩一通で金三三〇〇匁、高槻藩三通で銀一四〇貫目、福井藩五通で銀七八貫七二七・一匁と金四七一五匁、鯖江藩九通で金二二三〇匁三分と端銀一七・四匁、全三七通で銀八四〇四貫六一四・四六匁と金一万五〇七七匁三分<sup>(7)</sup>だった。その後、森本家の金札拝借金返済は早くも行き詰まる。

## 2 大蔵省の藩債処分方針の確定

明治二年(一八六九)六月に版籍奉還が政府より命じられた。福井藩の例では同三年一月九日条には次のよう述べている。版籍奉還が行われたため、福井藩でも返済は評議の上で行うとの御達しがあつた。しかし、それ以後は何の沙汰も無いため、組合連名で歎願書を出すに至つたと述べている。<sup>(8)</sup>

政府は同四年七月二四日に太政官布告第三六八号を出し藩債処分に

表1 森本家近江屋猶之助の金札拝借金

年	金札拝借金 残高	返済高	残高× 0.6%	年利	金札拝借金(債務) 返済状況	藩債処分 (森本家債権)
1868	45,000	2,000				
1869	43,000	1,100				
1869	41,900	6,800	251.4	3,016.80	返済見直して年割証文作成	
1870	35,100	3,900	210.6	2,527.20	年割返済開始、年度分完済	旧盛岡藩債不採用決定 公債交付 公債交付
1871	31,200	3,900	187.2	2,246.40	元金は返済、滞利あり	
1872	27,300	3,900	163.8	1,965.60	返済不能へ	
1873	23,400	3,900	140.4	1,684.80		
1874	19,500	6,500	117	1,404.00		
1875	13,000	6,500	78	936.00	旧公債で金札拝借金返済	
1876	6,500	6,500	39	468.00		

注)「金札拝借金残高」「返済高」に関して、明治2年までは実際の返済を示し、明治3年以降は返済予定である。本表は金札拝借金残高を基に毎年の利息高の計算を試みた。そのため、実際の利息高と異なる場合もある。

出典)「諸書留(森本)」(文久3年~明治7年〔佐古文書:近江屋F11-18〕より作成。



着手したが<sup>(45)</sup>、藩債処分の具体的方針は確定していなかった。同年一月四日の「大蔵省伺」には「未夕消却之目途相立兼候二付、先達而公布之趣ヲ以総債支消之方法相立、更ニ可伺出旨及差図置候二付テハ、自然期限等打過候ヨリ品ニヨリ金主共ヨリ出訴及ヒ候哉モ難計、右ハ其筋於テ通例貸金滞之心得ヲ以テ取扱候様ニテハ、甚支消方ニ差支不都合ニ候間、若右類之出訴有之者、其度々取計方政府へ伺出候様司法省へ左之通御達相成候<sup>(46)</sup>」とある。つまり、藩債の消却の目途が未だ立っていないため、先に公布の趣で総債支消の方法を立てるが、返済期限の過ぎた藩債について金主たちが出訴してくるかもしれない。しかし、通例の貸金の返済が滞った場合と同じく取り扱っては、藩債消却方法で不都合が生じることになる。もし出訴があつた場合、その度毎に伺い出るよう司法省へ通達している。

政府は、証文（旧藩負債ノ証券）の転売を同四年一〇月二三日・二月二七日の太政官布告で禁止した<sup>(47)</sup>。他方、藩債の差出期限も同四年二月一〇日、更に同五年三月二四日にも太政官布告で出し、藩債の差出期限（同五年二月三〇日、更に五月一五日）を定めた<sup>(48)</sup>。

明治五年三月二七日に出された「旧藩負債処分年度ノ新旧ヲ以テ弁償棄捐ノ区分ヲ定ム」の「大蔵省伺」では次のように方針を決めた。まず、藩債処分の基本方針である藩債の区分が立てられた。天保一四年（一八四三）以前の旧藩の借入金は「古借」と見なして棄捐。弘化元年（慶応三年（一八四四）一八六七）の旧藩の借入金は「中借」として無利息で五〇年賦の国債で「旧公債」とした。明治元年（一八六

八）以降の旧藩の借入金は「新借」として三年据え置き年利四朱（四％）で二五年賦の国債で「新公債」とする旨を示した。藩債区分の他、一八箇条から成る詳細な藩債処分方法も出された<sup>(49)</sup>。次に、本稿に關係する箇条を示すと次のようになる。

一 元利結込証文ニ相成居候分ハ仮令旧幕中裁判ヲ受、返済約定相成居候トモ元利引分取捨致シ可然哉ノ事

一 借用証文典売致居候向、或ハ名前違ノ証文所持イタシ候者、讓受ノ添紙有之分ハ勿論、添紙無之候テモ原因篤ト相糺シ疑シキ儀於無之ハ旧冬十月禁令御発表以前ノ分ハ御採用ノ方可然哉ノ事

一 金主共全ク自己ノ勸定帳ヲ以テ申立、証書ハ勿論証文モ無之分ハ断然棄捐可然哉ノ事

一 負債ノ内種々ノ講金若干有之、右ハ実直ノ貸借共違ヒ候金柄ニ候へ共、廢藩ニ付テハ滿年ニ不至、廢講相成債却ノ道無之ハ無扱次第二付、藩費ニ相用候分ハ公債ニ相立可然哉ノ事

但從前富ト唱候金種ハ非此限候事

一 一切替証文ハ調達ノ初年ヲ押へ処分可致ノ処、旧藩々ヨリ差出候根帳ハ勿論金主取糺候テモ、尚不分明ニテ事実確定難致モノハ、中ノ年度ニ切替ノ分ハ古借トシテ、新ノ年度ニ切替ノ分ハ中借トシ、各一階ツ、逆リ年度相定可然哉ノ事

一 証文幾通右元利合テ何千兩内何百兩請取ト有之、口々根帳ハ勿論金主取糺候テモ元利私ノ区別難相立分ハ断然元入金ト見做可然哉ノ事

それぞれの箇条の内容は次のようになる。1 元利を組み込んだ証文は旧幕時代に裁判を受け、返済の約定が決まったものでも元利を引き分けて取捨てる。6 転売された借用証文について、名前違いの証文を所持する者は、譲受けの添紙の有無に関係なく詳細にその原因を調べること。そして、疑わしい借用証文でなければ売買禁令公布以前の分は採用する。9 金主が自己の勘定帳で申し立てても、証文・仮証文が無い分は棄捐にする。12 藩の負債の内に種々の講金が含まれている。

講金は実直の貸借とは異なるが、廃藩時に満期至らず廃講になつたものは償却の道がない。そのため、藩費に用いられた分は公債に立てられるべきである。但し、富と唱えている金種はこの限りではない。16 切替証文は調達の初年を押えて処分すべきだが、旧藩より出された根帳や金主に尋ねても不分明で事実が確定できないものは、中借の期間に切替えた分を古借とし、新借の期間に切替えた分を中借とし、各一階ずつ遡り年度を定める。18 証文幾通元利合わせて何千両の内何百両を受取りとある場合、口々の根帳や金主に尋ねても元入金と利払いの区別が立たない分は元入金と見なすべきである。

尚、同五年一〇月二七日に出された「旧藩々負債処分ノ条件ヲ更正増補」内に「本文区別難相立分入金ヲ元利金高二割賦ノ上処分致シ可然哉ノ事」と増補されており、元入金と利払いの区別がつかないときは入金を元利高に割賦の上で処分すると述べている。

同五年五月九日「大蔵省伺」には京都・大阪府での藩債調査者が決まり「旧藩負債ノ内、京都・大阪両府ノ儀八金主多人数ニテ証文面不

分明ノ廉々不少候処、府官へ相任せ糺方為致候テ八自然事理モ摸通兼、時日遷延可致ト存候間、当省官員出張申付取調方為致度ニ付、別紙ノ通り至急両府へ御沙汰相成候<sup>30)</sup>と述べている。旧藩債の内、京都・大阪府は金主が多く、証文も不明なものも多い。京都・大阪府官に任せて調査していたのでは事理も通らず、日時が延びる事にもなるため、大蔵省官員が出張して取り調べる事になった。

「旧藩々負債処分ノ条件ヲ更正増補」が出された際には、先の「旧藩負債処分年度ノ新旧ヲ以テ弁償棄捐ノ区分ヲ定ム」の注釈が六箇条加えられ、特に「新借」は次のようにある。<sup>31)</sup>

一新借ノ内無利足約定相成居候分ハ利足不相渡積ノ所、是ノミ旧藩約定ニ仍候テハ不都合ニ付、辛未七月廢藩後ヨリ負債御引受ノ廉ヲ以テ年四朱ノ利相渡候方可然哉ノ事

明治元年以降の旧藩の借入金「新借」の内、無利息約定のものは利息が渡されないが、これのみ旧藩の約定通りには不都合である。そのため、同四年末七月の廢藩後より政府は負債を引き受けたので年四朱の利息を渡す方針が加えられた。

### 3 大名貸証文調査とその影響

森本家が明治四年(一八七二)二月一八日に出納寮御役所へ提出した「乍恐奉願上候」には次のようにある。同四年中は金札拝借金の当年利息金の内一〇六五両余が不納になり苦心していた。そこに「先月從御府旧諸藩様へ貸付候証書之写、可書上旨御沙汰在之、(中略)

旧諸藩様分今二も可請取金子も在之、夫是对談仕居候へ共、前頭奉申上候通諸家様方二茂同様御書上二相成候二付、從朝廷御沙汰無之内者御返金も不被下候段御断二付驚入候、其内二茂態々東京表へ御窺御運被成候御元様茂在之、時々刻々相待居候、右御返金請取次第早々奉上納候間、何卒御沙汰御座候迄御猶予奉歎願候<sup>(53)</sup>、という状況になった。つまり、①同四年一月に大阪府が藩債調査を開始、②この段階で旧藩側より返済金はあったが、旧藩も藩債調査を始めていたため、旧藩の中には政府の沙汰が無い内は返金に応じない態度をとった旧藩もあり、東京表へ伺いを立てる旧藩もあった、③森本家は旧藩からの返金を待っているが、返金あり次第に金札拝借金返済に充てることで返済猶予を願っている。森本家はこの歎願で同五年正月まで返済猶予を認められた。

しかし、森本家は再び同五年三月二四日付の「乍恐歎願奉申上候<sup>(54)</sup>」を出納寮御役所へ出して猶予を願う。同四年分利息金は一月二日に九〇〇両を納め、残りは同五年正月まで猶予された。同五年二月五日まで再猶予され三〇〇両を納めたが、返済の金策もないため「抱屋舗書ヶ所」を売り、その代金で返済するとしている。この時、森本家は「其他古帳面類迄も追々売払、右代金をも聊二而も奉上納度奉存候」とあり、古帳面類も売り払い、その代金をも返済に充てるような状況だったが、この行為が後に大蔵省を困らせることにもなった。

同五年六月には「東京大蔵省仕法司中御役員十四・五名」が大阪へ出張してきて、元雲州蔵屋敷を仮出張所として藩債証文の調査を行っ

た。同一日には「北浜江戸堀辺三・四十町程御召出、何れも証文持参之由、追々御召出二相成候間、此段相心得之為二と内々被仰聞候」とあり、北浜江戸堀辺三〇〇〇町程の商人が証文持参で召し出されたから、近い内に森本家も召し出されるだろうと述べている。その後、森本家では同一七日に松山・田原・津和野・松前・豊津藩、同一八日に名古屋・鹿児島・新見藩、同一九日に阿部遠江守<sup>(56)</sup>（元大坂町奉行）・一橋・宮津・会津・加納・福井藩、同一〇日に新宮・熊野三山・渡し廻り・島原・延岡・川越・津・明石藩、同一二日に秋月・小泉・姫路藩、同一三日に佐土原・尼崎・高槻・平戸・岡山・豊後分地（森藩分家）・金沢藩、同一五日に水野若狭守と跡部山城守（元大坂町奉行）・人吉・岩国・盛岡藩、同一六日に高知・府内・仙台藩、同一七日に土浦・水戸・厳原・鯖江藩、同一八日に伊勢亀山藩、七月三日に森藩の証文を仮出張所へ持参した<sup>(57)</sup>。

持参した証文の種類は四六の藩・家等に及び、森本家の大名貸の手広さが窺える。持参した証文リストには「古債」を意味すると思われる「古<sup>(本)</sup>」が一五藩、「古交り<sup>(未)</sup>」が一藩<sup>(未)</sup>ついている。また、公債に不採用となる元大坂町奉行三家・熊野三山・渡し廻り・豊後分地・一橋・会津・新宮・岩国・盛岡・仙台藩の一二箇所には「<sup>(未)</sup>」<sup>(58)</sup>がついている。

同六年九月一九日に「旧諸藩へ貸付金銀、今般御公債二相成、証文御取調相済候分証券御下渡候二付、初而御召出之御差帛総区長分到来左二」とあり、総区長より公債採用分の旧諸藩貸し付け金銀証文につ

いて取り調べ終了分の証券を交付する旨が森本家へ伝えられた。これにより森本猶之助、直接本人が印形持参で同二〇日午前八時に「御府総組」へ出頭するよう伝えられた。その後、無日付の「口上之覚」に、猶之助は兼ねて病気という理由で「代人集与申者」を差し出すので、この集に「御公債証券御下渡」を願っている。<sup>58)</sup>

その後、政府より公債が交付される時期になっても、森本家に対して旧諸藩貸し付け証文について質問・調査が相次ぎ、その都度、大阪府権知事渡辺昇へ返答している。この返答から森本家でも、藩債関係書類の処分や焼失、旧諸藩貸し付け証文の売却や分家等からの受け入れの実態が窺える。

同五年六月、森本家は大蔵御省出張所で、旧名古屋藩証書一通（金五七一兩二分と銀六・一匁）の「内訳取調書」の提出を求められた。森本家は同六年九月二日に「内訳取調書上可申之処、去文久三亥年十一月出火之節、居宅并土蔵類焼二および、其節右屋敷掛り之書類手近二在之焼亡仕候二付、一切取調難出来此段御断奉申上候」と返答し、文久三年（一八六三）の火事で書類が失われ調べられないと断っているが、<sup>59)</sup>「証券覚日記」でこの一通は旧公債に採用された。債権廃棄の諸相（証文・証書の紛失・不備）は北浜二丁目住民の場合でも、大塩の乱等による類焼や家中絶による書類散乱、藩の出役所引き揚げにあたり役人の意識的逃避で書類整備を不能にしたという事例があるが、<sup>60)</sup>この場合では旧名古屋藩へ嘉永五年（一八五二）一二月の出金銀であることが判明していた故に採用されたのだろう。

森本家は金札拝借金返済に古帳面類まで追々売り払い代金も返済に充てたが、その中には大名貸証文も含まれていた。森本家は中原家へ旧津藩証書を譲渡した。中原家では譲渡された内の一通「明治二巳年正月 一金三百円」とはあるが「慶応三卯年元金二無之哉」という理由で、本当の元の調達年度を尋ねられた。大蔵省では出金年度により中借か新借に属させるかの判断に迷い、森本家にもこの三〇〇両の調達年度についても尋ねたのである。しかし、森本家は明治六年一月一五日に「前書証文者明治三午年正月中原庄兵衛へ譲り渡申候、已来右藩書類最早不用与相心得候二付、売払申候処、此度元年度取調被仰付候得共、前段之次第二付相訳不申候」と返答した。つまり、旧津藩証文は中原家へ同三年正月に売却したが、それに伴い旧津藩関係書類も他へ売却したため、調達年度を調べられないと答えている。<sup>61)</sup>

森本猶之助が分家や他家・親類から引き取った証文も見受けられ、大蔵省でもその出所を尋ねている。分家では近江屋半三郎店の旧高知藩証書一通（慶応二年四月に銀二〇貫目を出銀し、慶応三年四月同四年五月に銀一〇貫目を元入れ、残銀高一〇貫目）が見られる。他にも近江屋半次郎店の旧新見県証書一通（慶応四年正月の銀四貫目）と近江屋半三郎の旧高知県証書一通（明治四年八月の金四〇〇〇両）もある。他家・親類では平野屋新兵衛宛の旧亀山県証書一通（明治元年一二月の金五五九兩一分二朱と永一九・三文）、<sup>62)</sup>泉屋治郎右衛門宛の旧亀山県証書一通（明治元年一二月の金一八六兩三分と永五二・三文）がある。<sup>63)</sup>

## 4 旧盛岡藩債問題と各藩からの返済停止

安政三年（一八五六）三月に近江屋猶之助は鴻池屋伊助の後を受け盛岡藩の蔵元業務を行った。<sup>(64)</sup>そして幕末の短期間の内に、森本家は盛岡藩に対し「奥州尾去沢銅山仕入金」等を融資し、貸付残高が銀七・七四貫三八一・六二匁と金八五〇匁、利息高が銀二四四五貫一七九・七四匁と金五一〇匁に及んだ。<sup>(65)</sup>返済状況は「御返済遅々及御延滞候二付、屢御下金歎願仕居候内、廃藩置県与相成候二付如何成行可申義与日夜苦心<sup>(66)</sup>」とあり、延滞のため返済を歎願しているうちに廃藩置県となり、森本家では今後を苦心していた。

明治五年（一八七二）八月に森本猶之助から大阪府御庁へ出された「乍恐奉願上候口上之覚（無日付）」には、同三年二月一六日段階で旧盛岡藩側の役人が大阪での借入金について債権者側と会っていることが確認できる。<sup>(67)</sup>

同三年二月に盛岡県大参事東次郎が大阪の今橋御用場へ出張してきた。<sup>(68)</sup>そして、債権者に対して旧藩事務は県庁が引き受ける旨を伝え、森本家でも廃藩置県となった時勢で、今後どのようになるか心配していたが、盛岡県側は大阪での諸借財については不義理が起ころないようその筋へ仰せ立てる積りだとしている。<sup>(69)</sup>この時、盛岡県の東次郎大参事・荻原勇馬・川井清造・津田又六・小保内宮司の立会いの下で、森本家へ次の御達を出した。

盛岡藩事務都而県庁へ引請候二付此地諸借財取調、不義理不相成様此度其筋へ申立候間、尚及相談候義有之節者、幾重二も得勘弁

## 申度此段頼入候事

十二月十六日

盛岡藩大坂蔵邸館入中<sup>(70)</sup>

盛岡県

内容は、大阪での諸借財を取り調べ、不義理にならないようその筋へ申し立てるから盛岡県へ相談に及ぶのは勘弁してもらいたいと述べている。

しかし、同五年四月に大蔵大輔井上馨から従五位南部利恭へ「旧盛岡藩藩債之儀戊辰之年家名新立之已来新規藩用之分而已公債二相立候段」という通達が出され、旧盛岡藩の藩債は同元辰年の家名新立以降のみ公債に立つことになった。<sup>(71)</sup>

森本家ではこの決定に「誠に絶言語当惑」したが、森本家は明治政府による旧盛岡藩債の不採用方針撤回を求め、合計四通の願書等を大阪府御庁へ提出した。先述のように、すでに森本家では旧盛岡藩債証文を、金札拝借金へ四通、中原家からの借入金へ一通を引当として差し出していた。そのため、旧盛岡藩債の採否如何が森本家にとって今後の債務返済や資金力に直接関係する重要な鍵だった。

更に、同五年八月に大阪府御庁へ出した「乍恐奉願上候」に、森本家は各藩の内「御家名新立并二藩屏之御列」に加えられた諸侯で、同元・二年以前の藩債で公債として採用されない藩債の状況を述べている。その背景には、「大蔵御省より拝借金在之、右返上納済残元利凡三万両も未納二相成居重々奉恐入御次第二御座候、右御上納済方逆茂都而依頼仕候処之諸藩貸上金之外更二無之候」と述べている。つま

り、森本家は金札拝借金の残元が凡そ三万円あり、その返済手段は諸藩への貸上金の返済のみが頼りになっていたため、大阪府に対し「何卒御寛大之御処置」を求めている。森本家は旧盛岡藩の他にも、旧岩国藩金一八九二兩一分二朱、旧新宮藩金三〇二七兩、旧仙台藩銀五二貫四七七・八六匁があり、この旧四藩の返済状況を次のように述べている。

殊二於盛岡藩者其十之内三・四に在之候、右御採用二不相成候而者償債之目的相失ひ、其上追々逼塞之手元猶及疲弊、忽生活之道難立行困難旦夕二相迫り候次第、乍恐御汲察被成下度奉願候、

且前書面之内岩国旧御藩者昨未年迄年賦金御下渡二相成、新宮旧御藩者一昨午年迄年割今年下戻し相成申候、仙台旧御藩者延滞二相成居候俣二御座候

内容は、旧盛岡藩債は森本家の債権の三〇〜四〇%を占めるが、これは貸出銀資産の中での割合になる。森本家は旧盛岡藩債が公債として採用されなければ金札拝借金や他家からの借入金の返済手段を失う他、生活が成り立たなくなるのが旦夕に迫り、この状態を察してもらいたいと述べている。他方、旧岩国藩からは同四未年まで、旧新宮藩からは同三年まで返済があつたが、旧仙台藩は延滞のままだった。

旧福井藩に対しては、同四年九月六日に組合を代表し炭屋善五郎の喜助が福井県へ赴き歎願書を提出している。

乍恐書付を以奉願上候

一従来私共元

御藩御勝手方御用達金出情奉勤候所、元利共御休滞御無差引二而数年来迷惑至極仕候、加之近年格別之御用柄弁別仕、銘々差支之手元今新調達金をも奉相勤候処、昨午年不存寄残元金無利足五ヶ年賦被仰出、御旧借之分何共御沙汰も不被為在重々当惑仕候、右新調達金御約定之通御差引之儀奉願上度申含候得共、大壯之御旧借御返済御立方奉願上致候二付、難渋相忍、右年賦御調済之儀者速二御請申上、御旧借之分御訳立被下置候様奉願上候処、其後何等之御沙汰も無之候二付、牧村清左衛門殿へ御伺願御運ひ之儀、懸合候得共御答無之趣被申聞、実以困苦二相迫只管歎息仕候、尤昨午年来被下置候御知行御米代金被召上、調達金之訳も有之候二付、更二御金被下置候段被仰付難有奉存候得共、大壯之出金高多年御滞相成、殊更新調達金を茂右様之借仕向相成候而者、無様之町人今日何を以渡世可仕哉、別而近年之形勢追々金融之途差塞キ、私共家業必至与差支極難相廻り、忽ち閉店逼塞仕候者も有之、実以歎ヶ敷次第二御座候、依之調達高別紙書付之通御座候条、何卒此段御厚御汲察被成下、御早行御返済御訳立被成下候様奉懇願候、乍恐其於

御表様も追々御变革之御時節万端御配慮可為在御儀与奉拝察恐入候得共、前頭之次第幾重二も御憐察被成下、従前之御因不被為捨、御救助之思召を以銘々立行候様御憐愍之御所置被下置候様伏而奉願上候、以上

明治四未年八月

森本猶之助

福井縣御會計方御役所<sup>(7)</sup>

白山善五郎  
山中善五郎  
山中新十郎  
広岡久右衛門  
山中善右衛門

内容は、これまで藩へ貸し付けを行ってきたが元利の返済が数年来無いため迷惑している。加えて、近年も金繰りの苦しい中で新調達金の貸し付けも行った。それに明治三年には新調達の残元金について無利息五〇年賦が出され、旧借の方には何の沙汰も無いため当惑している。旧借の分は多額なため返済の用途を立つようにして貰いたいと願い出たが、何の沙汰も無かった。牧村清左衛門へも懸け合つたが答えがなかったと申し聞かされ困苦が迫り嘆息するばかりである。それに、同三年にはこれまであつた知行米代金も召上げられたが、調達金の訳もあつて代替金が渡されている。旧借の分は返済されず、新調達金は求められ、我ら町人は何で渡世をしたらよいのだろうかと疑問も呈している。近年の状況は金融の途も塞がり家業も困難な状況にあり、閉店逼塞した者もあり嘆かわしい状態にある。そのため、藩が変革の時にあつても町人が立ち行くよう願ひ出ている。

政府の藩債調査開始後においても、旧藩側から若干の返済はあつたことが窺われ、森本家ではこれをすぐに金札拝借金返済へ充てていた。旧藩側からの返済が杜絶し、旧盛岡藩債が公債採用の見通しが無

くなつた時、森本家は政府から交付される公債を用いるしか家業再建の方法は残されていなかった。

## 三 大名貸債権の公債化と債務返済

## 1 金札拝借金返済の新たな模索

政府は明治六年（一八七三）三月三日に太政官布告第八二号を出し「旧藩々負債償還ノ御処分」を示し、三月二五日には新旧公債証書発行条例を出した。<sup>(7)</sup>

同年五月に森本猶之助が出納御寮御役所へ出した「奉歎願候口上之覚」がある。そこでは、森本家が所持する抱屋敷・その他の諸道具類や不用の品々も売り払つたが、それでも「昨申年分弥以、上納難行届御利足二も不可及候程之次第二成行、（中略）近日衰耗二陥り手術も尽果不得止次第」とあり、同五年分の返済と利払いはず、近日は返済手段も尽き果てた状態だった。しかし、森本家では金札拝借金返済の新たな方法を模索しており、それは新旧公債が発行・交付されることを契機にしている。

## 今般御布令之趣旧藩借用金、更ニ

御公債被 仰出候御趣意新・旧二様之御区別并二出財之年度二依而御採用二不相成候も在之、且年賦御下渡之趣奉拝承候、出格之御趣意難有奉戴候得共、左候而者向後之上納者勿論、家事取続も無覚束如何成行可申義与途方二暮心痛罷在候、（中略）然る処拝

借金之外、兼而諸処より宿借金殊二多分在之、尤夫是年賦之示談行届或者五・七年又者十年・二十年割済約定二御座候得共、前頭之次第二付兎角期限及違約時之催促二被及候向も在之、是以種々苦心而已罷在候義二御座候、於別冊記載仕候廉々粗計算左書二有体奉申上候、就而者拜借金当明治六年より已来無利足五十ヶ年賦寛納返上納奉願上度、此段御間届被為成下候様備二奉願上候<sup>66</sup>

主な内容は次の三点になる。①旧藩借入金に基づき新公債と旧公債が発行されることになったが、融資年度によつては公債にならないこともあるという。それに公債は年賦で償還されるが、年賦で償還されるのは森本家の今後の金札拝借金返済や家業継続が可能か否か途方に暮れ心痛している。②金札拝借金その他他家からの借入金も多く抱えている。借入金は年賦の示談が成立しているか、五～七年が一〇～二〇年の割り済みの約定になった。しかし、返済期限については違約による催促もあり森本家では苦心している。③別冊に新旧公債を用いた拝借金返済計画を出した。金札拝借金返済は同六年以降無利息五〇年賦を認めてくれるよう政府側に求めている。

森本家は、新旧公債による拝借金返済計画の計算を次のように立てた。新公債の分は金七七〇〇円余と銀二〇〇貫目余（金一〇〇〇〇円と見積もる）で計八七〇〇〇円、旧公債の分は金四万八〇〇〇両余と銀六三〇〇貫目余とした。更に、森本家は詳細な予測を同六年五月に國債局に出しており、そこでは銀六四八七貫七四四・二四六匁、金四万七九一八兩二分二朱と永二三〇・六一文としている<sup>67</sup>。

他方、「奉歎願候口上之覚（明治六年五月）」では金札拝借金がこの時まで元利滞りで金二万九三〇〇円あり、その内八七〇〇円余を新公債で、二万六〇〇円を旧公債で上納して返済する案を出したが、これを「無利足五十ヶ年賦寛納」で願ひ出た。他家からの借入金三万五〇〇〇円の返済は「宿借之先々も都而五十ヶ年賦償却、改而可及対談心得二御座候」とあるように五〇年賦返済を改めて求める積りだとしている。

同七年六月二五日に森本家は大阪府に呼び出され、昨年冬に願ひ出した拝借金歎願書に対する「御下ヶ紙」が出された。

書面之趣、公債之例ヲ以無利足五拾ヶ年賦返納致度与之儀二候得共、公債御所分方共一般之義二付拝借返納等二關係無之候間難採  
用旨大蔵省へ達有之候条、此段申渡候事

明治七年六月

大阪府印<sup>68</sup>

史料では、旧公債の例に習い金札拝借金を無利息五〇年賦で返済したい旨だが、公債と金札拝借金とは無関係なため採用しがたいと大蔵省より達せられ、大阪府が森本家へ伝達している。

直後の同七年七月には大阪府権知事渡辺昇へ「奉再歎願口上覚」を出し、再び金札拝借金残高二万六八五円五銭の新たな返済案を出す。旧公債（償還残期間四八年の証券）を仮上納分一万二五五〇円に一万七四五〇円を追加上納し合計三万円にする。この旧公債三万円は年六〇〇円（二％額）償還されるため、それを四四年かけて二万六四〇〇円返済する案である。残り四年余は残額（二八五円五銭）を皆納



するため、未償還の旧公債は返却して貰いたいという内容である。この案でも以後の無利息と長期年賦を願い出る方針は変わっていない。しかし「諸書留」の記述が同七年九月二〇日までのため、この返済案の採否は不明だが、「証券覚日記」には同八年二月一四日に大阪府に旧公債を納めているため、この返済案も却下されたのだろう。

債権・債務という関係では、「旧公債五十ヶ年賦証券」とあるように旧藩債務の償還を政府側が一方的に無利息五〇年賦にする方針を出した。それに沿う形で森本家も金札拝借金について無利息五〇年賦を求める行動に出たのだろう。

## 2 旧公債の形成

森本家の大名貸証文から旧公債への形成過程に、「証券覚日記」(森本店)がある。そこには、藩債の発生時期、各藩の残金銀高、旧公債形成過程での棄捐高や採用高、採用銀高を金高に直す換算相場値、旧公債交付高が記され、更に森本家における旧公債取引の全貌が記載されている。

その森本家の藩債から旧公債の形成状況を表わしたものが表2になり、それに続く具体的な旧公債の交付額等は表3になる。表3では新公債の交付額も示したが、「証券覚日記」には関連記述はほとんど無く、「新証券覚書」から補った。しかし、森本家の新公債の形成状況は不明である。<sup>81)</sup>

表2には、大名貸債権残高から旧公債への流れを示した。見方は、

「藩番号」「藩名」の次に「藩貸付残高」の根拠となる「証文年代(証文数)」を示す。「藩貸付残高」から「棄捐高」を差し引いて「採用高」となる。この銀高の「採用高」は「換算相場値」で金高へ直され「採用高金・永換算値」となり、これが旧公債交付高へ直結する。

表2の特徴は、一九藩の債権を二七項目に分けて処理している。そして、一九藩の詳細は証文九九通と蔵原藩の「通帳二冊ノ高分」一件で、合計一〇〇件を対象にしている。この一〇〇件の内、金札拝借金と中原家からの借入金に対する引当として差し出した証文は四八通である。<sup>82)</sup>

表2の「藩貸付残高・棄捐高・採用高」の合計は次の通りである。  
銀が藩貸付残高八〇〇九貫一五・九三匁、棄捐高一三六四貫四五・七四匁、採用高六六四貫九七〇・一九匁。金が藩貸付残高五万七千八百三十三匁、棄捐高七千七百七匁、採用高四万一千九百八十分一匁。永が藩貸付残高四貫八二三・一三文、棄捐高三貫九五・〇三一匁、採用高六貫六五六・三五文(表2「藩貸付残高・棄捐高・採用高」の金・永単位は網かけ部分)。

金の「藩貸付残高」から「採用高」への採用率を考察すると、金高は両以下の端数を永高へ回す等の事情もあるが、約八割が採用された(但し、金高が大きい旧明石藩債一万一千四百〇〇両は約五七・六%が棄捐)。因みに、銀の「藩貸付残高」から「採用高」へは採用率八三%になるが、その「採用高」は「採用金高」への過程において「換算相場値」で換算されるため、当然ながら銀債権の相当な切り捨てが起き

表2 森本家近江屋猶之助の旧公債形成過程

番号	藩名	証文年代 (証文数)	滞貸付残高	棄捐高	採用高	採用高金・永換算値 (金単位両)	換算相場値 (銀単位両)	備考
1	佐土原	1867.11 (1)	残銀高(價, 両.) 156,000	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 156,000	880	177.125	(注1)
		1867.11~1868.5 (4)	残銀高(價, 両.) 570,193,826	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 570,193,826	3,014	189.3473	(注2)
		1868.5 (1)	残金高(両, 分, 朱) 715.0.3	棄捐金高(両, 分, 朱) 0	採用金高(両, 分, 朱) 715.0.3	715	187.50	
2	平戸	1855.3 (2)	残銀高(價, 両.) 186,102	棄捐銀高(價, 両.) 117,816.20	採用銀高(價, 両.) 68,285.80	423	160.97975	
		1851.12~1863.11 (6)	残銀高(價, 両.) 365,770	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 365,770	2,272	160.97975	(注3)
3	秋月	1851.12~1854.11 (3)	残銀高(價, 両.) 545,544.65	棄捐銀高(價, 両.) 61,849.94	採用銀高(價, 両.) 483,694.71	3,003	160.97975	
		1845.2~1846.間5 (5)	残銀高(價, 両.) 255,000	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 255,000	1,500	170	
		1867.4 (2)	残銀高(價, 両.) 382,605.72	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 382,605.72	2,250	170	(注4)
5	嵐原	1854.5~1858.3 (5)	残銀高(價, 両.) 205,000	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 205,000	1,273	160.97975	
		1864.2 (1)	残銀高(價, 両.) 57,600	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 57,600	357	160.97975	
6	名古屋	1852.12 (1)	残金高(両, 分, 朱) 487.0.2	棄捐金高(両, 分, 朱) 0	採用金高(両, 分, 朱) 487.0.2	487	-	
		1852.12~1867.12 (2)	残銀高(價, 両.) 70,006.10	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 70,006.10	401	160.0348468~ 177.134	(注5)
7	鎮(松前)	1862.6 (1)	残金高(両, 分, 朱) 2,682.0.0	棄捐金高(両) 90 棄捐永高(文.) 682.04	採用金高(両) 2,591 採用永高(文.) 317.95		121.4	(注6)

(注1) 金札拝借金の引当として差し入れ(証文1通)

(注2) 金札拝借金の引当として差し入れ(証文4通の内3通分銀560貫662.5両)

(注3) 金札拝借金の引当として差し入れ(証文9通全て)

(注4) 中原庄兵衛家へ引当として差し入れ(証文7通全て)

(注5) 本来の証文では、残金487両2朱と残銀6.1両だが、残銀額は銀の項目に入れて計算した(換算相場値160.0348468両)

(注6) 棄捐金・永高は、7貫339.2両 ÷ 121.4 = 60.45408 (計算では60.45469) に拠る。金札拝借金の引当として差し入れ(証文1通)

番号	藩名	証文年代 (証文数)	藩貸付残高	棄捐高	採用高	採用高金・永換算値 (金単位両)	換算相場値 (銀単位両)	備考
8	龜山	1868.12 (4)	残金高(両) 14,757 残永高(價・文・) 1,783.32	棄捐金高(両) 635 棄捐永高(文・) 463.95	採用金高(両) 14,121 採用永高(文・) 2,686.35	14,121	2,686.35	(注7) 金札・拝借金の引当として差し入れ(証文3通全て)
9	新見	1865.12 (1)	残銀高(價・両・) 1,666.67	棄捐銀高(價・両・) 0	採用銀高(價・両・) 1,666.67	10	353.29	(注8) 証文27通の内2通は明治2年6月とあるが、出銀は慶応3年10月と同年12月。中原庄兵衛家へ引当として差入(証文27通の内22通)
10	高槻	1855.12 (3)	残銀高(價・両・) 140,000	棄捐銀高(價・両・) 0	採用銀高(價・両・) 140,000	888	1,674.60	(注7)
11	森	1854.12 (1)	残金高(両) 750	棄捐金高(両) 0	採用金高(両) 750	750	0	(注9) 明治3年(1870)の証文1通、元は慶応2年12月証文7通1紙、銀高と慶応2年12月調達銀。金札・拝借金の引当として差し入れ。
12	龜山	1868.12 (3)	残金高(両) 5,863 残永高(價・文・) 1,894.10	棄捐金高(両) 0 棄捐永高(文・) 0	採用金高(両) 5,863 採用永高(文・) 1,894.10	5,863	1,894.10	
13	高知	1860.5~1869.6 (27)	残銀高(價・両・) 776,608.01	棄捐銀高(價・両・) 0	採用銀高(價・両・) 776,608.01	4,700	14,558.79	(注8)
14	土浦	1867.5 (1)	残金高(両) 1,100	棄捐金高(両) 334 棄捐永高(文・) 741.38	採用金高(両) 765 採用永高(文・) 258.62	765	258.62	
15	豊津	1870.12 (1)	残金高(両) 3,183 残永高(價・文・) 542.25	棄捐金高(両) 137 棄捐永高(文・) 956.381	採用金高(両) 2,916 採用永高(文・) 557.78	2,916	557.78	金相場値連(不採用) 金129両 永28文余 (注9)
16	福井	1865.5 (1)	残金高(両) 117 残永高(價・文・) 600	棄捐金高(両) 0 棄捐永高(文・) 0	採用金高(両) 117 採用永高(文・) 600	117	600	(注10) 文久元年(1861)に出銀。 (注11) 慶応3年(1867)出銀の証文1通を含む。 (注12) 中原庄兵衛家へ引当として差入(証文1通)
17	嘉納	1865.7 (2)	残銀高(價・両・) 44,612.16	棄捐銀高(價・両・) 0	採用銀高(價・両・) 44,612.16	276	1,129.02	(注13) 元は「只七」(近江屋只七)「平五殿」(平野屋五兵衛)「宗良

番号	藩名	証文年代 (証文数)	藩貸付残高	棄捐高	採用高	採用高金・永換算値 (金単位両)	換算相場値 (銀単位両)	備考
18	田原	1865.11~1867.11 (3)	残銀高(價, 両.) 33,000	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 33,000	175 1,152.06	162.5~ 194.639余	右殿(不明)の 3軒の出銀。 (注14)34.30は(銭・ 厘)単位である。 「日公債五十ヶ年 賦証券内訳(明治 六年[佐古文書 : 近江屋 F 11 23])によれ ば、1857~1871年 の「両普通帳残 銀」が1貫893.01 両あるが、「証券 覚日記」には出て こない。
19	新見	1868 (1)	残銀高(價, 両.) 50,000	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 50,000	310 588.70	160.979余 (注10)	
20	土浦	1866.11~1869 (3)	残銀高(價, 両.) 329,810.35	棄捐銀高(價, 両.) 79,129.30	採用銀高(價, 両.) 250,681.05	1,500 1,410.05	160.99975~ 177.127 (注11)	
21	高知	1859.7 (1)	残銀高(價, 両.) 128,500	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 128,500	798 237.04	160.97975 (注12)	
22	藤原	1849.7~1855.11 (5)	残銀高(價, 両.) 368,829.60	棄捐銀高(價, 両.) 15,812.01	採用銀高(價, 両.) 353,017.59	2,190 2,931.65	160.97975	
23	豊津	1854.1 (1)	残銀高(價, 両.) 146,985.60	棄捐銀高(價, 両.) 89,385.60	採用銀高(價, 両.) 57,600	357 808.98	160.97975 (注13)	
24	水戸	1863.7 (2)	残銀高(價, 両.) 77,000	棄捐銀高(價, 両.) 16,000.60	採用銀高(價, 両.) 60,999.40	378 925.92	160.97975	
25	森	1865.1~1870.10 (2)	残金高(両, 分, 朱) 9,731.22 残高(文.) 3,46	棄捐金高(両) 7 棄捐永高(文.) 251.28	採用金高(両) 8,447 採用永高(文.) 341.54	8,447 341.54	-	※)永1000文(永1貫 文) = 金1両で換 算。史料数値と計算 数値が異なる場合が あるが、その場合は 史料数値に従った。 出典)「証券覚日記 (森本店)」(明治6 ~8年[佐古文書: 近江屋 F 11 16]) より作成。
26	藤原	1853~1855 (通帳二冊/高分)	残銀高(價, 両.) 349,381.24	棄捐銀高(價, 両.) 0	採用銀高(價, 両.) 349,381.24	2,170 34.30	160.97975	「産物代銀出入通帳」 (注14)
27	明石	1866.11~1867.12 (3)	残金高(両) 11,400 残銀高(價, 両.) 2,768,800	棄捐金高(両) 6,574 棄捐銀高(價, 両.) 984,052.09	採用金高(両) 4,826 採用銀高(價, 両.) 1,784,747.91	4,826 11,048 1,534.03	- 160.97975~ 189.1473	

※)永1000文(永1貫  
文) = 金1両で換  
算。史料数値と計算  
数値が異なる場合が  
あるが、その場合は  
史料数値に従った。  
出典)「証券覚日記  
(森本店)」(明治6  
~8年[佐古文書:  
近江屋 F 11 16])  
より作成。

表3 森本家近江屋猶之助へ交付された公債

	藩番号	合計		総計		御下金高	証券 交付高	残金	現金1	現金2	証券交付日
		(金単位両)	(永単位貫文)	(金単位両)	(永単位貫文)						
旧公債	1~8	33,287	11,010.32	33,298	10.32	33,297.990	33,275	22.99	5,015	665.5	明治6年10月2日
	9~15	15,872	19,297.18	15,891	297.18	15,891.297	15,875	16.297	3,555	635.0	明治6年12月2日
	16~25	14,548	10,134.96	14,558	134.96	14,558.134	14,550	8.134	1,774	873.0	明治7年12月20日
	26	2,170	34.30	-	-	2,170.343	2,150	20.343	4,437	129.0	?
	27	15,874	1,534.03	15,875	534.03	15,875.534	15,875	0.534	0,116	952.5	?
	合計	81,751	42,010.79	79,622	976.49	81,793.298	81,725	68.298	14,897	3,255.5	
新公債	-						3,125				明治6年10月9日
	-	?		?			3,925	?	-	-	明治6年12月12日
	-						2,400				明治7年12月20日
	合計		?		?		9,450	?	-	-	

注1) 「合計」から「総計」について。「合計」の(永単位)は、永1000文(永1貫文) = 金1両で換算し、「総計」の(金単位)へ加える。尚、藩番号26の34.30は(銭・厘)単位である。

注2) 「証券交付高」について。証券には300円・100円・50円・25円の4種類がある。

注3) 「現金1」について。残金 $\times 0.21825$ か $0.218125$ の値で、この値が旧公債とともに交付された。

注4) 「現金2」について9~15は2ヶ年分、16~27は3ヶ年分である。証券交付高に対する明治5年より50年賦1ヶ年分の御下金高(2%)は1634円50銭(1~8は665円50銭、9~15は317円50銭、16~25は291円、26は43円、27は317円50銭)。

出典) 「証券覚日記(森本店)」(明治6~8年〔佐古文書:近江屋F11 16])、 「新証券覚書」(明治6~7年〔佐古文書:近江屋F11 20])より作成。

ている。

銀債権採用高の「換算相場値」を考察していきたい。森本家では、先述のように公債交付高の見込みを金一兩 $\parallel$ 銀二〇〇匁で厳しく見積もった。しかし、実際の「採用高」(銀)の「換算相場値」は証文毎に異なり、低いもので土佐藩の慶応二年(一八六六)出銀で残銀高一〇貫目は一六〇・四九七八匁(金債権の館藩の特殊例を除く)で、高いもので田原藩の慶応三年一月出銀で残銀高一八貫目は一九四・六三九匁余で換算された。つまり、金相場が急激に高騰した幕末に近い出銀ほど一概に「換算相場値」も高く適用したという訳ではない。慶応二年までの出銀で多くの場合が一六〇・九七七五匁前後で「採用高」(銀)を換算しているが、逆に金相場が高騰以前の出銀には不利な条件になった。

大坂金相場廃止前で銀一六〇 $\sim$ 一九〇匁を推移していた時期は、慶応三年二月一六日 $\sim$ 同四年二月二八日(一六四匁 $\sim$ 二〇八・〇一匁)と、同四年四月二四日 $\sim$ 二六日(一八七・四八匁 $\sim$ 一八九・四三匁)が該当する<sup>(3)</sup>。旧公債形成過程で銀から金への「換算相場値」について、政府は同三年末頃の金相場値に準拠したと考えられる。

表3の特徴も指摘したい。表3の「藩番号」1 $\sim$ 8・9 $\sim$ 15・16 $\sim$ 25・26・27における「採用金高・永換算値」の合計額は、表3の「合計」に示した。そして、「合計」の永単位部分は永一〇〇〇文(永一貫文) $\parallel$ 金一兩で換算され、「合計」中の金単位部分に加えた数値が「総計」になる。次に、「総計」(両・永単位)を円・銭単位で置き換

えた数値が「御下金高」になり、この「御下金高」に基づいて「証券交付高」が決定された。

森本家へ交付された新旧公債の合計高は九万一一七五円になり、その内、旧公債八万一一七五円で全体に占める割合は約八九・六％に及ぶ。参考に鴻池屋栄三郎家の例では、旧会津藩債の公債不採用という事情等も含まれるが、藩債総額一五万八四八両と見積もり、更に旧公債二万九六一二両余、新公債五三三三両へと減額を見込んでいる。<sup>(84)</sup>

旧盛岡藩等朝敵藩債の公債不採用で縮小させられた森本家の銀債権は、旧公債形成過程でも採用された藩貸付残高（金・銀）の約二割程度は切り捨てられた。森本家の銀債権は、森本家の厳しい予測ほどではなかったものの慶応三年末の金相場に似た換算相場値を適用して換算されたため、ますます一方的債権切り捨てを強いられた。

### 3 森本家の債務返済

金札拝借金返済に関連して、森本家から引当として差し出された不動産・大名貸証文を含む資産状況は「明治七戌年七月十三日書上候写」<sup>(85)</sup>によれば次のようにある。

不動産では「北久太郎町式丁目居室屋敷」と「同統抱屋敷」の計二箇所が凡そ代金五〇〇〇円、「南久太郎町式丁目抱屋敷」三箇所が凡そ代金五五〇〇円、「南本町式丁目抱屋敷」一箇所が凡そ代金八〇〇円、合計六箇所凡そ代金一万一三〇〇円だった。

先述の明治二年（一八六九）五月一日に大阪府裁判所へ引当に出

した北久太郎町三丁目居室・同所掛屋敷は、①表口四間二尺・裏行一〇間、②表口五間四尺三寸・裏行一五間、裏口九間四尺四寸・裏行が東にて四間は一五間で西にて五間四尺四寸は二〇間、表口五間三寸・裏行二〇間、表口四間五尺・裏行二〇間とある。これらは同一〇年一月に酒井三造が森本猶之助より買い受けた。<sup>(86)</sup>

不動産売却に伴い、森本猶之助は住所を同六年一〇〜十二月に北久太郎町二丁目から南本町二丁目へ移転した。後に旧明石藩負債一件が起こり同一〇年六月に藩債を公債への採用を求め五三人が願い出た時、その中に「南大組第十八区南本町通二丁目 森本猶之助」も含まれている。<sup>(87)</sup>

「明治七戌年七月十三日書上候写」にある「拝借金年割二付目的二差上御座候旧藩証文」も述べていきたい。未だ公債として立たない分に、旧盛岡藩債四通で金八五〇円と銀六五七貫八八・六三匁、旧尼崎藩債三通で金二三〇〇円、旧福井藩債四通で金四五九五円と銀七八貫七三八・二八匁、旧鯖江藩債九通で金二三三〇円三分と銀一七・四匁がある。合計は旧四藩六口、証文二〇通、銀六六三六貫六三七・三一匁と金九九七五円三分になり、森本家では金札拝借金引当分の旧盛岡藩債高を「此金凡四万円斗」と見積もっているから、凡そ五万円程が旧公債にも立たず棄捐となった。そして、明治二年五月に初めて引当を出した時点と同七年七月を比較すると、旧名古屋藩寺部陣屋渡辺家と旧小倉藩証文が無く、旧尼崎藩証文が有るとい証文の入れ替えも起こっている。

他方、旧公債採用分証文で出納御課預り分の四口は、旧松前藩金二六八二円、旧秋月藩銀九一貫三一四・六五匁、旧佐土原藩銀七一六貫六六二・五匁、旧高槻藩銀一四〇貫目である。この合計は金二六八二円と銀一七六七貫九七七・一五匁だが、これを表2の「採用金高・永換算値」で直すと金一万二六二八兩と永五貫一〇七・七一文になるため、先述の旧公債仮上納分一万二五五〇円がこれに該当するのだから。

他家からの借入金残高についても述べておきたい。中原家からの九五〇〇兩は、明治五年正月の段階で残高六二〇〇兩になっており、森本家は中原家へ「御約定之通返弁」している実績に訴え引当に出した三藩分の大名貸証文の返却を求めている<sup>88)</sup>。その他に中田孫平は、同七年四月の「確証」では、貸付年賦証文表高金九〇〇〇兩（返済期限・利息等は不明）で残元高金八一五〇兩であった。その後、七五円を正金で返済し残高八〇七五円になっていた<sup>89)</sup>。下村弥兵衛は、同七年五月の「約定一札」では、残高三〇七五円（借入金高・返済期限・利息等は不明）であった。太田勘兵衛は、相対年賦証文面金四〇八円（返済期限・利息等は不明）であった。その他、年賦元金高が判明する分に、井上惣右衛門から二五二円、岸田民助から二〇三円がある。吉井半三郎は「諸書留」「証券覚日記」に年賦元金高が記されていないが「吉井殿九千弍百廿五円之分<sup>90)</sup>」とあり九二二五円と判断して、表5の「債務残高」に記している。

そして、金札拝借金と他家からの借入金の返済について、森本家は

この段階では不動産処分代金をそれら返済に充てたようには見えず、むしろ旧公債での返済にこだわる傾向が窺える。森本家の旧公債の売買について示したものが表4で、森本家が旧公債を以って、金札拝借金・他家からの借入金の返済状況を示したものが表5になる。

表4で旧公債の取引について考察していきたい。証券購入額六〇五〇円で支払代金は一〇七七・五五円（約一七・八一%相当）、証券売却額七一〇〇円で受取代金は一三二五・七一円（約一八・五三%相当）であるため少したが取引利益も出ている。しかも購入分の中には、貸金の返済代わりに買い取ったのか「内指引」の形で処理され、森本家から現金が出ていないものもある。すなわち、森本家も旧公債の買い叩きを行なっている。取引価格を見ると売買共に旧公債額面価値より八〇〜八四%の減価で取引された。旧公債は他種類の公債に比し著しい廉価で取引された実態は、同一年一〇月利札切取前の公債一〇〇円につき、相場価格は株禄一〇四・五〇円、金禄八四・五〇円、新公債六六・三〇円、旧公債二二・一〇円であった<sup>92)</sup>。

次に、表5で旧公債を用いた債務返済を考察していきたい。公債譲渡高は合計で八万四七五円になる。下村弥兵衛と中田孫平の公債譲渡額が減価なしで債務残高が相殺された事例を除けば、公債譲渡額の減価率が高くて約三〇%台であることが窺える。それに、表5では森本家は同七年二月二四日に中田孫平へ債務残高四七五円を同額の旧公債で返済したが、表4では同日に現金八一八・八円で旧公債四六〇〇円を購入しており、あたかも債務返済に備えるために旧公債を補

表4 森本家の公債取引

年	月日	種類	区分	公債額面価値	取引価格	減価率	取引相手	備考
				円	円.	%		
明治7	9月6・7日	新公債	売却	600	600.00	0	谷村伊右衛門	取引相手は東大組第五区農人橋二丁目。山本屋伊右衛門。
	9月13日	旧公債	売却	50	8.00	84.0	肥田弥兵衛	取引相手は南大組第十一区鍛冶屋町。
	12月24日	旧公債	購入	4,600	818.80	82.2	高木吉兵衛	公債受取は明治8年1月14日。
明治8	3月17日	旧公債	購入	1,000	173.00	82.7	辰村宗兵衛	「年賦金之内江受取」のため「証券千円代金内指引」とあり。
	3月17日	旧公債	売却	3,150	566.71	82.0	谷村伊右衛門	取引相手は東大組第五区農人橋二丁目。山本屋伊右衛門。
	8月1日	旧公債	購入	250	48.75	80.5	巽利右衛門	「貸金可受取廻へ譲受分」により「代金内指引」とある。
	8月3日	旧公債	売却	3,900	741.00	81.0	小村松之助	
	8月24日	旧公債	購入	200	37.00	81.5	本咲利平次	「年賦残元金之内」へ証券175円譲受け、残証券25円買取り。「代金内指引」。

出典)「諸書留(森本)」(文久3年~明治7年〔佐古文書:近江屋F11 18〕、「証券覚日記(森本店)」(明治6~8年〔佐古文書:近江屋F11 16〕)、「新証券覚書」(明治6~7年〔佐古文書:近江屋F11 20〕)より作成。

表5 森本家の旧公債での債務返済

年	月日	公債譲渡額	債務残高	減価率	譲渡先=債権者	備考
		円	円.	%		
明治7	9月12日	450	408.000	9.3	太田勘兵衛	
	9月13日	1,450	1,173.875	19.0	肥田弥兵衛	
	9月14日	3,075	3,075.000	0	下村弥兵衛	2ヶ年現金添分123円渡。
	9月18日	400	252.000	37.0	井上惣右衛門	
	9月18日	325	203.000	37.5	岸田民助	
	10月25日	10,000	6,978.875	30.2	中原とし(※)	2ヶ年分賦金400円渡。
	10月12日	3,300	8,075.000	0	中田孫平	2ヶ年分賦金132円渡。
12月24日	4,775	中田孫平			3ヶ年分賦金286円50銭渡。	
明治8	2月14日	44,475	(注1)	(注2)	金札拝借金(大阪府)	明治7年分賦金・拝借金端金889円55銭渡。
	7月15日	12,225	9,225.000	24.5	吉井半三郎	

※) 中原家は8代庄兵衛(もと十三郎)が明治7年没、家督は一時中原としに移る。同16年繁之助が庄兵衛と改名して9代となる(鴻池統男・廣山謙介「鴻池善右衛門家の別家に関する史料」『大阪大学経済学』第34巻4号、1985年、82頁)。中原家へは「諸書留」に明治5年正月に「当時残元六千貳百兩借用二相成」ともあるが、「証券覚日記」には「但、年賦残元金六千九百七十八円八十七銭五厘(厘)之处兼而諸藩証文類引当二差入有之候二付、無抛如是証券相渡皆済」とある。

(注1) ①2万6685.05円、②2万8486.85円、③3万1575.65円が考えられる。

(注2) ①39.9%、②35.9%、③29%になると考えられる。

出典)「諸書留(森本)」(文久3年~明治7年〔佐古文書:近江屋F11 18〕、「証券覚日記(森本店)」(明治6~8年〔佐古文書:近江屋F11 16〕)より作成。



給したかのようである。

次に、「諸書留」の記述が同七年九月二〇日までのため史料上の制約もあるが、金札拝借金の返済について考察したい。表5では大阪府への公債譲渡高四万四七五円は確認されるが、これに対応する債務残高は不明である（利息分の取り扱いも不明）。この対応する債務残高を推計すると、①同七年七月の拝借返上納残高金二万一六八五・〇五円、②二万八四八六・八五円（①の残高と同五分滞利一八〇一・八〇円）、③三万一五七五・六五円（②の金額と表1で推計した同六・七年の利息三〇八八・八〇円）三つのケースが考えられる。この場合でも公債譲渡額の減価率を推測しても約三〇%台で、他家からの借入金の返済のケースとほぼ同じ条件であったのだろう。

森本家にとって、先述のように金札拝借金の無利息五〇年賦返済案等が拒否され、債務返済を軽くする残された方法は、①あくまで旧公債での直接の返済にこだわり、②旧公債を安価で買取りそれを返済に充てる方法しか余地がなかったのだろう。

そして返済が完済ないし一段落したのか「証券覚日記」の最後には森本家の旧公債・現金高が記されている。そこには現金二二二九・六〇四六円と「新公債分付替分」の現金五二八二・七七九円の合計七四二二・三八三六円、及び旧公債二〇〇円が計上されている。

以上が森本家における行動だが、この中には当時の旧公債の実態の一端が示されている。それは、旧公債は売買されると額面価値より八〇%以上の減価を取引上強いられた。旧公債を債務の返済で用いた

場合、債権者との関係や交渉にもよるが、売買よりの減価は避けられた（高くとも三〇%台）。森本家にとって旧公債に生じた差を利用することが債務返済を軽くする方法だった。公債の中では最も低い相場価格で取引された旧公債だが、債務者と債権者との関係・条件・交渉にも因るが、債務の返済手段で利用する意味での需要はあったものと考えられる。

### おわりに

本稿は大阪における一つの旧両替商の分析例であるため、当時の日本経済に与えた影響、経済的傾向や位置付けを導き出すことは困難である。しかし、森本家近江屋の分析を通じ、明治初期の旧公債と金札拝借金との関係を捉えることで、幕末維新时期両替商金融の研究史に補うところがあることを目的とした。

森本家の藩債処分の場合、表2で検討したように旧藩債も旧公債として採用されれば金銀の「藩貸付残高」から「採用高」へは採用率は約八割程度であることは先述した。

しかし、旧公債に採用されなかった藩債（銀）も判明する限りで含めて考察すると次のようになる。表2の銀での藩貸付残高は八〇〇九貫一五・九三匁、金札拝借金の引当に入れた旧盛岡・尼崎・福井・鯖江四藩分の銀高六五五七貫九一〇・二一匁を、合計すると一万四五六六貫九二六・一四匁（一〇〇%）になる。先の四藩分の銀高六五五七

貫九一〇・二二匁(約四五・〇二%)が切り捨てられ、旧公債形成過程で銀葉捐高一三六四貫四五・七四匁(ここでは約九・三六%)が生じ、判明する限りで森本家銀債権の約五四・三八%が切り捨てられた。銀採用高は全銀債権の半分以下の六六四四貫九七〇・一九匁(約四五・六二%)で、ここから旧公債が具体化した。そして、本稿での結論を述べると次の二点になる。

一つは、明治六年三月に新旧公債証書発行条例が出された。特に旧公債については、政府側のみが一方的決定により無利息五〇年賦で償還する方針を出した。しかし、政府の決定に相応していく形で金札拝借金の債務については無利息五〇年賦返済を要求していった。政府が藩から引き継いだ債務(両替商には債権)、金札拝借金という両替商側の債務(政府には債権)の同一性を認めてもらいたかった故の要求だったと考えられる。

二つは、額面価格よりはるかに低い相場価格で売買された旧公債だが、直接債務の返済でそれを用いることを認められた場合には、売買される場合よりは高い価値で債務の相殺が行なわれた(債務者と債権者の関係にも因るが)。森本家の事例では額面価値より八〇〜八四%の減価で取引された。他方で、森本家の事例ではあるが、債務返済の手段として旧公債を用いた場合は、公債譲渡額の減価率が高くても約三〇%台の減価に止まった。すなわち、旧公債を売りに出して安く買い叩かれるよりはましであった。このように債務の返済のために旧公債が用いることができた背景には、無利息五〇年賦の旧公債であって

も、将来にわたり政府から確実に償還される期待は存在する。債権者にとつては将来、債務者に貸し倒れられるよりは、旧公債で以って債務を確実に償還でき、長期償還にはなるが確実な債権回収手段として旧公債の存在価値はあったものと考えられる。そのため、他種類の利付きの公債よりは重要度は低い、旧公債も当時の資本蓄積手段の一端は担っていた筈である。

今後は藩債処分直前の森本家近江屋の債権状況を課題にしていきたい。他にも藩債処分は大坂両替商を見ても様々なケースが存在している。両替店の規模、その商家が両替店経営のみへの大名貸への特化型か多角経営型かの相違、大名貸の貸付先や貸付年代によっても藩債処分時の採用・不採用条件が大きく異なってくることは言うまでもない。そのため、両替商の経営についてより事例研究と比較を重ねていくことも必要と考える。

〔付記〕 本稿は逸身家文書研究会での報告をもとに作成している。

#### 注

- (1) 住友修史室編『半生物語』(復刻版)住友修史室、一九八二年、一八〇〜二二頁。「近江屋猶之助家族調」(嘉永年間「三井文庫所蔵」続六二六一〜一〇)。
- (2) 『白山家のあゆみ』白山殖産株式会社(私家本)、一九八三年。
- (3) 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛』東京大学出版会、二〇一四年。
- (4) 中川すがね「中原庄兵衛家『万留帳』の分析」『待兼山論叢(史学

- 篇』一四号、大阪大学、一九九〇年。
- (5) 『鴻池屋Ⅰ・Ⅱ』(大阪商業大学商業史博物館史料叢書) 大阪商業大学商業史博物館、二〇〇四年・二〇〇八年。
- (6) 宮本又次『小野組の研究』一〜四巻、大原新生社、一九七〇年。小野善太郎『小野組始末』青蛙房、一九六六年。
- (7) 宮本又次編『史的研究金融機構と商業経営』、清文堂、一九六七年。
- (8) 千田稔『藩債処分と商人資本―長田家の場合―』、『経営史学』一五巻一号、一九八〇年。
- (9) 中川すがね『近世大坂の大名貸し商人―鴻池屋栄三郎家の場合―』(同著『大坂両替商の金融と社会』清文堂、二〇〇三年)。
- (10) 宮本又次『天王寺屋五兵衛家とその系図』(同編『上方の研究』三巻、清文堂、一九七五年)。同『明治維新と升屋』(同編『上方の研究』一巻、清文堂、一九七二年)。
- (11) 藤村通『明治前期公債政策史研究』研文堂、一九七七年。
- (12) 千田稔『藩債処分と商人・農民・旧領主 藩債取捨政策に限定して―』、『社会経済史学』四五巻六号、一九八〇年。
- (13) 若林喜三郎『明治初年における藩債処分と大阪商人』、『ヒストリア』九六号、一九八二年。
- (14) 『京江戸別通之控』(慶応四年〜明治四年)三井文庫所蔵 別三八三(一)。
- (15) 『乍恐奉願上候(慶応四年三月七日)』、『諸書留』森本(文久三年)〜明治七年(大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書)近江屋下(一〜一八)所収、以下同史料からの引用等は、『諸書留』と記す。以下(佐古文書)と略す。
- (16) 『商社御用覚』(慶応三年(大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家文書マイクロフィルム))。
- (17) 『乍恐口上(慶応四年四月二七日)』、『諸書留』所収。
- (18) 『乍憚口上(慶応四年四月)』、『諸書留』所収。
- (19) 税関の前身。関税徴収事務だけではなく外交事務も取り扱った。明治に入り、奉行所は裁判所・府・県と改称されても、運上所は元の名称のまま開港場を支配する地方長官下に置かれた(『国史大辞典』参照)。
- (20) 『乍恐御下ヶ御断(明治元年二月一七日)』、『諸書留』所収。
- (21) 『乍恐歎願奉申上候(慶応四年閏四月)』、『諸書留』所収。この史料には「先年より御館人被仰付」御屋鋪様に者御物入多分御座候段」とあり、藩蔵屋敷へ出されたと考えられるが提出先の藩は不明。三浦屋増之助の詳細は不明だが、近江屋森本家の親類に三浦屋半三郎(南久太郎町中橋筋東二入)がいるため、その関係の者と類推される。
- (22) 『乍恐歎願奉申上候(慶応四年閏四月)』、『諸書留』所収。
- (23) 『日記録(慶応四年(三井文庫所蔵 本一〇七))』。
- (24) 『乍恐書付を以奉願上候(慶応四年五月二〇日)』、『諸書留』所収。
- (25) 『乍恐歎願奉申上候(明治元年一月)』、『諸書留』所収。
- (26) 『証文之事(慶応四年)』、『諸書留』所収。
- (27) 『乍恐歎願奉申上候(明治元年一月)』、『諸書留』所収。
- (28) 鴻池統男・廣山謙介『鴻池善右衛門家の別家に関する史料』、『大阪大学経済学』三四巻四号、一九八五年、八二頁。
- (29) 『年賦証文之写(慶応四年四月)』、『諸書留』所収(明治六年内に写されている)。
- (30) この銀額を金一両 $\equiv$ 銀二〇〇目で換算すると二万三六四一両余になり(藩債処分の過程で金一両 $\equiv$ 銀一六〇・九七七五匁で換算されたものが多いが、それでは二万九三七二両余となる)、森本家は借入金額の凡そ倍以上相当額を引き当てていたことになる。
- (31) 中川すがね『中原庄兵衛家『万留帳』の分析』、『待兼山論叢(史学篇)』一四号、大阪大学、一九九〇年、一五頁。
- (32) その後の返済状況は、明治六年九月に期限を同七年二月二八日へ延長したが返済できず、更に同年四月二四日に「本家質に引直し」とある。この後の返済に関する事情等は不明。
- (33) (35) 『乍恐歎願奉申上候(明治元年一月)』、『諸書留』所収。

- (36) 「乍恐奉歎願申上候(明治元辰年一月九日)」、「諸書留」所収。
- (37) 金札拝借金を借り入れた白山彦五郎・白山安兵衛についても、史料では確認できないが森本家と似た行動をとったものと考えられる。
- (38) 「乍憚口上(明治二年六月一日)」、「炭屋彦五郎・白山安兵衛・近江屋猶之助から十人両替詰所御衆中様宛」、「諸書留」所収。
- (39) 「奉願候口上之覚(申(明治五年九月)に続いて記載されている、「諸書留」所収)。
- (40) 「奉拝借証文之事(明治二年七月)」、「諸書留」所収。
- (41) 北久太郎町三丁目居宅と同所掛屋敷は「居宅并続東隣掛屋敷」を指す。
- (42) これら証文の内、小倉藩一通で金二三〇〇両、名古屋藩寺部陣屋渡辺家一通で金二三〇〇両は近江屋半次郎名義で貸し出したものである。「諸書留」所収の「乍憚口上(明治二年七月と推定)」。これら証文リストには、後に公債として採用のものには朱で、又は無印、不採用のものには×が付いている。
- (43) この銀額を金一両＝銀二〇〇目で換算すると四万二〇二三兩余になり(藩債処分過程で金一両＝銀一六〇・九七七五匁で換算されたものが多いが、それでは五万二〇九兩余となる)。これを金額と合わせるると五万七二〇〇兩三分余(六万七二八六兩三分余)。
- (44) 「越前掛合控 六番」(嘉永六年～明治四年(大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書))。
- (45) 『法令全書(明治四年) 二八八～二九二頁。』
- (46) 索引は「一藩債関係ノ訴訟裁判ヲ輾ム」、「藩債一定ノ処分ヲ定ムル迄其関係ノ訴訟裁判ヲ輾ム(明治四年二月三日)」、「太政類典(第二編第五類理財四四：国債及紙幣三)(明治四年八月～同一〇年二月(国立公文書館所蔵))」。
- (47) 『法令全書(明治四年) 三七二頁、四五七頁。』
- (48) 『法令全書(明治五年) 八一頁。井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝(第二巻)』原書房、一九六八年、一六一～一六三頁。』
- (49) 索引は「一藩債支消処分規則 八条」、「旧藩負債処分年度ノ新旧ヲ以テ弁償棄捐ノ区分ヲ定ム(明治五年三月二七日)」、「太政類典(第二編第五類理財四四：国債及紙幣三)(明治四年八月～同一〇年二月(国立公文書館所蔵))」。
- (50) 索引は「京坂両府藩債取調ノ為メ大蔵省官員派出」、「京都大阪両府へ達 正院(明治五年五月九日)」、「太政類典(第二編第五類理財四四：国債及紙幣三)(明治四年八月～同一〇年二月(国立公文書館所蔵))」。
- (51) 「旧藩々負債処分ノ条件ヲ更正増補(明治五年一〇月二七日)」、「太政類典(第二編第五類理財四四：国債及紙幣三)(明治四年八月～同一〇年二月(国立公文書館所蔵))」。
- (52) 明治四年九月には近江屋猶之助・白山彦五郎は鯖江県御會計所へ「乍恐奉歎願」を出した。この二家は共に鯖江藩の「御館入御用」を勤めていたが、「別冊勘定書書面之通、速ニ御聞届被成下、御下金之義只管奉懇願」とあり、別冊勘定書の通りに返済をひたすら懇願している。「諸書留」。
- (53) 「乍恐奉願上候(明治四年二月)」、「諸書留」所収。
- (54) 「諸書留」。
- (55) 史料には明治四年分利息金一九六五兩と永一〇〇文とあるが、明治五年分利息金を誤記したものと考えられる。本来の同四年分利息金は「奉願候口上之覚(明治五年九月)」に二〇一四兩一分と永五貫五三五文(計算数値では二四六兩一分余)と確認できる。
- (56) 阿部遠江守正蔵、大坂町奉行所西御役所は天保一二年六月二四日～同一四年二月二四日。前職は普請奉行、後職は町奉行。同二五日持参の水野若狭守と跡部山城守は次のようになる。水野若狭守道一、大坂町奉行所東御役所は天保一三年八月から弘化四年九月三日。前職は堺奉行、後職は新番頭。跡部山城守良弼、大坂奉行所東御役所は天保七年四月二四日～同一〇年九月一日。前職は堺奉行、後職は大目付(『柳宮補任』参照)。

- (57) (58) 「諸書留」。
- (59) 「口上之覚(明治六年九月二日)」、 「諸書留」 所収。
- (60) 若林喜三郎「明治初年における藩債処分と大阪商人」『ヒストリア』九六号、一九八二年、九―一二頁。
- (61) 「口上之覚(明治六年一月一日)」と「口上覚(明治六年一月)」、 「諸書留」 所収。
- (62) 近江屋森本家の親類に和泉屋次郎兵衛の名前があり、この関係者と思われる。
- (63) 「口上覚(一〇月一日)」 「口上覚(明治六年一月一日)」 「口上覚(明治六年一月一日)」の三通、 「諸書留」 所収。
- (64) 「留帳 森本」(嘉永三年) 文久三年(佐古文書: 近江屋F 一一一七)。
- (65) 「諸書留」 には、銀七七一四貫三四一・六二匁と記された箇所もある。及び、「旧諸藩・御証札員数目録 初戻り」(作成年未詳(佐古文書: 近江屋F 一一四))。
- (66) 「乍恐奉願上候(明治五申年八月、森本猶之助と戸長田中宗兵衛の連名で大阪府御庁へ提出)」、 「諸書留」 所収。
- (67) 「乍恐奉願上候口上之覚」、 「諸書留」 所収。
- (68) 「第五号 茂兵衛遺書之写」(作成年未詳(盛岡市先人記念館所蔵 村井家鍵屋茂兵衛文書))。
- (69) 「乍恐奉願上候(明治五申年八月)」、 「諸書留」 所収。
- (70) 「奉願候口上之覚(申年九月)」、 「諸書留」 所収。
- (71) 岩手県『岩手県史(第七巻: 近代篇)』一九六二年、四六四―四六五頁。「藩債処分録(上)」 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成(九巻)』 明治文献資料刊行会、一九六三年、一一頁。本来この盛岡藩債は朝敵藩指定がなければ旧公債に該当するが、銀目廃止後に証文の書き換えも行われなかったため新公債転化の可能性を失う。
- (72) 「乍恐奉願上候(明治五申年八月、森本猶之助と戸長田中宗兵衛の連名で大阪府御庁へ提出)」、 「諸書留」 所収。藩債は、旧岩国藩(従五位

- 吉川経健)・旧新宮藩(従五位水野忠幹)は同元年の藩屏の列に加えられた月次以来を採用し、旧仙台藩(従五位伊達宗敦)は明治元年の家名新立の月以降を採用した(「藩債処分録(上)」 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成(九巻)』 明治文献資料刊行会、一九六三年、一一―一三頁)。
- (73) 「乍恐奉願上候(明治五申年八月、森本猶之助と戸長田中宗兵衛の連名で大阪府御庁へ提出)」、 「諸書留」 所収。
- (74) 「越前掛合控 六番」(嘉永六年) 明治四年(大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書)。
- (75) 『法令全書(明治六年)』七〇―七二頁、一四六―一五三頁。
- (76) 「奉願候口上之覚(明治六年五月)」、 「諸書留」 所収。
- (77) 新公債中の銀二〇〇貫目を金一〇〇〇〇円で換算すると(金相場建を金一円=銀二〇〇目)、旧公債の銀高六三〇〇貫目余は三万一五〇〇円となり旧公債の合計は七万九五〇〇円と推計できる。この段階では実際の公債交付額より厳しい見方で公債交付額を見積もっている。
- (78) 「旧公債五十ヶ年賦証券内訳」(明治六年五月(佐古文書: 近江屋F 一一一三三))。
- (79) 「諸書留」 所収。
- (80) 「証券覚日記(森本店)」(明治六年一〇月) 同八年二月(佐古文書: 近江屋F 一一一六)。
- (81) 金沢藩債は銀目廃止後に金一両に付き銀一九〇匁で証文を書き換えており、三口で一〇七八両一分三朱となり、新公債へ採用されたと見るのが妥当だろう(「貸附証文之写」(明治元二年(佐古文書: 近江屋F 一一一五))。
- (82) 金札拝借金が一七通、中原家が三二通で、旧公債採用分の証文の内すでに約半分が抵当に入っていた。
- (83) 三井家編『大阪金銀米銭并為替日々相場表(巻一)』九六七―九七八頁参照。
- (84) 中川すがね「近世大坂の大名貸し商人―鴻池屋栄三郎家の場合―」

- 同著『大坂両替商の金融と社会』清文堂、二〇〇三年、二四四頁・二五五～二五六頁。
- (85) 「諸書留」所収。
- (86) 「北久太郎町三丁目水帳」(安政四年(大阪大学経済史経営史資料室所蔵))。
- (87) 「旧明石藩へ大阪府下人民ヨリ調達金公債願処分儀二付伺」、『公文録』(第一類公文録・第七二巻 大蔵省)(明治一〇年七月(国立公文書館所蔵))。
- (88) 旧土佐藩三通で残銀八三貫一〇八・〇一匁、旧豊津藩一通で残金三二八三兩二分一朱と永二〇・二五文、旧人吉藩八通で残銀六八二貫六〇五・七二匁、合計三点で銀一五〇四貫七二三・七三匁と金三八三兩二分一朱と永二〇・二五文。「添証文之事(明治五年申正月)」「諸書留」所収(明治六年内に写されている)。仮に合計の銀額を一兩 $\parallel$ 二〇〇目で換算すると七五二三兩二分余になり、金額と併せると一万七〇七兩余になり、森本家は借入残高の倍近い額の債権を抵当に入っていた。しかし、旧人吉藩証文の内一通は、天保一二年四月に七五貫目出銀、元入銀三〇貫目、残銀四五貫目の債権で、藩債処分では古債に該当した。
- (89) 「諸書留」所収。
- (90) 「証券覚日記」(佐古文書：近江屋F一―一六)。
- (91) 「現金差引覚」(明治八年(佐古文書：近江屋F一―一一))。
- (92) 「国債紙幣始末(九章)」日本銀行調査局編『日本金融史資料』(明治大正編・五巻)大蔵省、一九五六年、二五二頁。